

令和元年台風第 19 号による災害に係る 被害に対する雇用保険の特別措置に関する Q & A

(令和元年 10 月 15 日版)

令和元年台風第 19 号による災害に係る被害に伴い、雇用保険の特別措置等を実施しているところです。

このQ & Aには、当該特別措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局
又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【目 次】

雇用保険の特別措置などに関する取扱いについて

<個人向けQ & A項目一覧>

Q 1	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の基本手当を受給していましたが、令和元年台風第19号による災害に係る被害により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
Q 2	<ul style="list-style-type: none">令和元年台風第19号による災害に係る被害により交通手段が遮断されており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
Q 3	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の特別措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。
Q 4	<ul style="list-style-type: none">令和元年台風第19号による災害に係る被害により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。
Q 5	<ul style="list-style-type: none">「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)がありますが、この措置内容について教えてください。
Q 6	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の特別措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
Q 7	<ul style="list-style-type: none">事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者離職票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。

Q 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。
Q 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を利用して、失業給付を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどうなりますか。
Q 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業中にボランティアをした場合、失業給付の受給はどうなりますか。
Q 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の基本手当で受給できる額が、例えば1ヶ月でどの程度もらえるのか、だいたいの金額でもいいので教えてください。

<事業主向けQ & A項目一覧>

Q 1	<ul style="list-style-type: none">従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
Q 2	<ul style="list-style-type: none">「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。
Q 3	<ul style="list-style-type: none">災害救助法の適用地域以外は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)の対象にはならないのでしょうか。
Q 4	<ul style="list-style-type: none">短期間でも、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を利用できますか。また、労働者に説明することありますか。

<個人向けQ & A回答>

Q 1	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の基本手当を受給していましたが、令和元年台風第19号による災害に係る被害により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
A 1	<p>令和元年台風第19号による災害に係る被害により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日の変更が可能です。事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。</p>

Q 2	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風第19号による災害に係る被害により交通手段が遮断されており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
A 2	<p>令和元年台風第19号による災害に係る被害により住所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続きが可能ですので、来所可能なハローワークにお越しください。</p> <p>ハローワークの一覧はこちら (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-hanbai/kyujin/hwmap.html) です。</p>

Q 3	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の特別措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。
A 3	電話による相談も行っております。

Q 4	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風第19号による災害に係る被害により、求職活動を行うことができなかつたのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。
A 4	<p>令和元年台風第19号による災害に係る被害に伴うやむを得ない理由により予定していた活動ができなかつた場合は、求職活動実績がなかつたとしても、雇用保険の基本手当の受給が可能ですので、失業の認定日にその旨をハローワークの担当者にお伝えください。</p> <p>なお、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。</p>

Q 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）がありますが、この措置内容について教えてください。
A 5	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）とは、災害救助法の適用地域（令和元年10月13日付け令和元年10月13日付け岩手県内6市5町3村、宮城県内14市20町1村、福島県内12市26町12村、茨城県内20市3町、栃木県内10市4町、群馬県内11市11町4村、埼玉県内21市18町1村、東京都内6区15市3町1村、神奈川県内11市7町1村、新潟県内3市、山梨県内10市6町4村、長野県内16市14町14村、静岡県内1市1町）の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです。（通常は再雇用が予定されていれば受給できません。）</p> <p>なお、本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。</p> <p>このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6ヶ月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が1年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が1年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。</p>

Q 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の特別措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
A 6	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に</p>

	<p>離職する場合の特別措置)の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」が必要です。</p> <p>また、マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号(通知カード、個人番号の記載のある住民票)及び身元(実在)確認書類(運転免許証、官公署が発行した身分証明書など))本人の印鑑、本人名義の預(貯)金通帳(カード)、写真(縦3cm、横2.5cm)が必要です。</p> <p>なお、確認書類がない場合でも、本人の申し出等で手続ができますので、まずは、ハローワークに相談ください。</p>
--	---

Q 7	<ul style="list-style-type: none"> 事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者離職票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。
A 7	<p>事業主と連絡がつかず、手続が進められない場合でも、本人の申し出等により、手続を進めていただくことができますので、まずは、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局に相談してください。</p> <p>なお、その際には、給与明細や賃金振込が確認できる通帳など、できるだけ就業時の状況が分かるような書類があれば、相談やその後の手続を円滑に進めることができます。</p>

Q 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額、を教えてください。
A 8	<p>雇用保険の基本手当の受給資格を得るには、通常、雇用保険の被保険者期間が離職日前2年間に12ヶ月以上必要ですが、本特別措置制度については、一時的離職の前1年間に雇用保険の被保険者期間が6ヶ月以上あれば、その他の要件を満たす場合、受給ができます。</p> <p>また、受給できる期間についても、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合等（特定受給資格者等）と同じく手厚い給付日数となります。また、所定の給付日数が終了しても復帰できない場合は、原則60日間（給付日数が330日と270日の場合は30日）の給付延長があります。</p> <p>受給できる期間 （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html）、 受給できる額（リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります） （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html）について、詳しくはHPをご覧ください。 その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>

Q 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を利用して、失業給付を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどうなりますか。
A 9	<p>本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。</p> <p>このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6ヶ月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が1年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が1年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。</p>

Q10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業中にボランティアをした場合、失業給付の受給はどうなりますか。
A10	<p>ボランティア活動を行う場合でも、就職の意思・能力があり就職活動の実績があれば、失業給付の基本手当の受給は可能です。（有償の場合、基本手当が減額される場合があります。）</p> <p>ボランティア活動のため失業認定日に来所できない場合は、失業認定日の変更も可能です。</p> <p>詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>

Q11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の基本手当で受給できる額が、例えば1ヶ月でどの程度もらえるのか、だいたいの金額でもいいので教えてください。
A11	<p>正確な金額はハローワークにご提出いただく離職票に基づき計算しますが、給与の総支給額（保険料等が控除される前の額。以下同じ。賞与は除きます。）により、概ね以下のとおりです。</p> <p>平均して月額 15万円程度の場合 支給額は月額 11万円程度</p> <p>平均して月額 20万円程度の場合 支給額は月額 13万円程度</p> <p>平均して月額 30万円程度の場合 支給額は月額 16万円程度</p> <p>※ 離職前の年齢、賃金により、給付率は45%～80%になります。</p> <p>※ 給付額は上限があります。</p> <p>※ 雇用保険の基本手当は非課税です。</p> <p>※ 失業認定日の約7日後にハローワークに登録した銀行（郵貯）口座に振り込みます。</p> <p><u>受給できる期間</u> （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html）、</p> <p><u>受給できる額</u>（リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります） （https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html）について、詳しくはHPをご覧ください。</p> <p>その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>

<事業主向けQ & A回答>

災害救助法の雇用保険の特別措置（一時的に離職する場合の特別措置）

Q 1	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
A 1	<p>事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄のハローワークに提出していただくことになりますが、これらの用紙はハローワークで配布しておりますので、まずはハローワークに御相談してください。</p> <p>なお、一時的な離職の前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができます。確認できる書類が全くない場合でも、本人の申し出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、ハローワークに相談してください。</p> <p>また、当該書類は、ハローワークにて配布していますが、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロードすることができるほか、電子申請も可能です。</p> <p>※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。</p> <p>https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp</p>

Q 2	<ul style="list-style-type: none"> 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。
A 2	<p>書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄するハローワークになりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合などは、対象となる事業所を管轄するハローワーク以外のハローワークに提出できます。</p>

Q 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法の適用地域以外は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置（一時的に離職する場合の特別措置）」の対象にはならないのでしょうか。
A 3	<p>「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）は、災害救助法の適用地域（令和元年10月13日付け岩手県内6市5町3村、宮城県内14市20町1村、福島県内12市26町12村、茨城県内20市3町、栃木県内10市4町、群馬県内11市11町4村、埼玉県内21市18町1村、東京都内6区15市3町1村、神奈川県内11市7町1村、新潟県内3市、山梨県内10市6町4村、長野県内16市14町14村、静岡県内1市1町）の事業所で勤務していた方が対象となります。</p> <p>なお、労働者が雇用されている事業所は対象地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が対象地域内の場合は利用できます。</p>

Q 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間でも、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用できますか。 また、労働者に説明することはありますか。
A 4	<p>短期間であっても制度は利用できますが、本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、労働者の方に必ずお伝えください。</p> <p>このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6ヶ月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が1年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が1年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。</p>